

養育支援訪問事業

若年等で出産前から支援が必要な妊婦、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等により、子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育への支援が必要な家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する助言指導等を訪問により実施するもの。個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や軽減を図る。

1. 支援内容と支援員

保健師や保育士など専門的知識を有した立場で支援を行う「専門的相談支援」と子育て経験等を活かして育児技術などに関する支援を行う「育児・家事援助」。

安定した妊娠、出産、育児を迎えるための相談や支援、出産後間もない時期の養育者の育児不安の解消、養育技術の提供のための相談や支援、虐待のおそれがある・リスクを抱える家庭に対する養育環境の改善、子の発達の保障のための相談や支援をこども発達センターの支援員経験者、子育てサロンや多胎児家庭を支援する活動に携わる方が実施。

2. 事業実績

年度	支援世帯	延べ訪問回数
令和元年	4 世帯	45 回
令和 2 年	5 世帯	31 回
令和 3 年	2 世帯	46 回
令和 4 年	3 世帯	25 回
令和 5 年	5 世帯	83 回

(1) 家庭の環境

- ・精神疾患のある母が出産し、産後うつ状態にあった母への支援
- ・若年で療育手帳を有する母が出産し、家事・育児手技の支援
- ・ひとり親で多胎児を育てる精神疾患のある母への相談や家事・育児手技の支援

(2) 事業の効果

- ・養育者の精神的安定が図られ、虐待リスクを回避できている。
- ・養育者が育児手技等の養育力を身につけることで、養育環境が整い、これからの子の良好な発達につながる。